## 東日本銀行との共同窓口での取扱業務のご案内

本共同窓口では下記の業務をお取り扱いしております。

- 〇対象:個人、個人事業主のお客さま
- 〇受付業務(郵便局員によるご対応)
  - ①住所変更、氏名変更、印鑑変更
  - ②キャッシュカード再発行、通帳再発行
  - ③通帳記帳・繰越(上記の業務と同時に受け付ける場合)
- 〇取次業務(東日本銀行の行員によるテレビ電話でのご対応)
  - 4口座解約

(対象:普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、積立定期預金)

- ⑤キャッシュカード新規発行
- ⑥通帳記帳 操越
- ※ご来店時は顔写真付き公的本人確認書類原本をご持参下さい。顔写真付きがない場合には、各種健康保険証原本と住民票原本(6か月以内発行のもの)の2点をご持参下さい(通帳記帳・繰越のみのお客さまは公的本人確認書類は不要です)。

## 【上記業務のお取り扱いができない主な場合】

- ※「受付業務」、「取次業務」のご対応ができない場合
  - ご登録のご住所と現在のご住所が異なる場合

(「住所変更」のお手続きが必要になります)

- ※「①住所変更、氏名変更、印鑑変更」、「④口座解約」のご対応ができない場合
  - 融資取引(総合口座貸越は除く)がある場合
  - 投資信託の証券口座、国債等の債券口座がある場合
  - 貸金庫のご契約がある場合
  - 東日本ダイレクトバンキングサービス、東日本ビジネスIBサービス、エレクトロニックバンキングサービスのお取引がある場合【「住所変更、氏名変更、印鑑変更」はご対応可能】
  - 「東日本CashCard-Next to You-(ライフ提携カード)」(キャッシュカード機能とクレジットカード機能が一体となったカード)をお持ちの場合【「住所変更、印鑑変更」はご対応可能】
- |※「①住所変更、氏名変更、印鑑変更」のご対応ができない場合
  - 財形預金、当座預金、外貨預金のお取引がある場合
  - ▼ マル優、マル特をご利用の場合【「印鑑変更」はご対応可能】
- |※「④口座解約」のご対応ができない場合
  - 上記4の対象となるご預金以外のご預金のご解約の場合